2 申告所得税

利用上の注意

- 1 この章は、平成 15 年 1 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日までの間の所得について、平成 16 年 3 月 31 日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人 申告納税者という。 の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査し集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査対象から除かれている。
- 2 各所得者の定義は次のとおりである。

事	営	業	等戶	斤 得	者	事業所得者のうち、営業(弁護士、医師、芸能人などの自由職業人			
業						を含む。) から生ずる所得が最も大きい者をいう。			
所得	農	業	所	得	者	事業所得者のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。			
者									
そ	の	他	所	得	者	事業所得者以外の者をいう。			

上表で「事業所得者」とは、事業所得だけを有する者及び事業所得と事業以外の各種の 所得を併有する者で、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

参考

1 申告所得税の税率等(課税総所得金額又は課税退職所得金額に対して)(平成15年分)

課税所得金額	税率	控 除 額
330 万円以下の場合	10 %	0円
330 万円を超え 900 万円以下の場合	20	330,000
900 万円を超え 1,800 万円以下の場合	30	1,230,000
1,800 万円超の場合	37	2,490,000

- 2 申告所得税の主な諸控除等(平成15年分)
- (1)所得控除

イ 雑損控除 …………次の 又は のいずれか多い方の金額

災害等の損失額で合計所得金額の 10%を超える金額 災害関連支出の金額で 50,000 円を超える金額

ロ 医療費控除 ………… 負担した医療費から 100,000 円と総所得金額等の 5%と

のいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高 200

万円)

八 社会保険料控除 ……… 支払った社会保険料の全額

2 申告所得税

Ξ	小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金(旧第 2 種共済掛金 を除く。)と心身障害者扶養共済掛金の支
	払額全額
朩	生命保険料控除(イ)一般の生命保険料
	支払保険料の金額に応じて、次の区分の金額
	25,000 円以下の場合
	全額
	25,000 円を超え 50,000 円以下の場合
	支払保険料×1/2+12,500円
	50,000 円を超える場合
	支払保険料×1/4+25,000円(最高50,000円)
	(口)個人年金保険料
	(イ)の計算に同じ
	(ハ)(イ)と(ロ)がある場合
	(イ)と(ロ)の合計
へ <u>持</u>	員害保険料控除 支払った損害保険料を次の区分により、それぞれ次の
	金額
	(イ) 長期契約のみの場合(最高 15,000 円)
	10,000 円以下は全額、10,000 円超は、支払保険料×
	1/2 + 5,000 円
	(ロ) 短期契約のみの場合 (最高 3,000 円)
	2,000 円以下は全額、2,000 円超は、支払保険料×
	1/2+1,000円
	(ハ) (イ)と(ロ)がある場合
	(イ)と(ロ)の合計で最高 15,000 円
۲	寄付金控除寄付金の額(総所得金額等の 25%を限度)のうち、
	10,000 円を超える部分の金額
チ	老年者控除 · · · · · · · · · · · 500,000 円
IJ	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 270,000 円
	(ただし、特別障害者の場合 400,000 円
	特定寡婦の場合 350,000 円)
ヌ	配偶者控除380,000 円
	ただし、
	老人控除対象配偶者480,000 円
	同居特別障害者である控除対象配偶者730,000円
	同居特別障害者である老人控除対象配偶者830,000 円

2 申告所得税

ル 配偶者特別控除

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合

配偶者の合計所得金額	控除額
49,999 円まで	380,000 円
50,000 円から 99,999 円まで	330,000 円
100,000 円から 149,999 円まで	280,000 円
150,000 円から 199,999 円まで	230,000 円
200,000 円から 249,999 円まで	180,000円
250,000 円から 299,999 円まで	130,000円
300,000 円から 349,999 円まで	80,000円
350,000 円から 379,999 円まで	30,000円
380,000円	0 円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001 円から 399,999 円まで	380,000円
400,000 円から 449,999 円まで	360,000円
450,000 円から 499,999 円まで	310,000円
500,000 円から 549,999 円まで	260,000円
550,000 円から 599,999 円まで	210,000円
600,000 円から 649,999 円まで	160,000円
650,000 円から 699,999 円まで	110,000円
700,000 円から 749,999 円まで	60,000円
750,000 円から 759,999 円まで	30,000 円
760,000 円以上	0 円

ヲ	扶養控除380,000) 円
	ただし、	
	特定扶養親族630,000) 円
	老人扶養親族のうち同居老親等580,000) 円
	老人扶養親族のうち同居老親等以外480,000) 円
	なお扶養親族が同居特別障害者に該当する場合は350,000円を加算し)た額

ワ 基礎控除 …… 380,000円

2 申告所得税

(2)税額控除

イ 配当控除

(イ) 課税総所得金額が1,000万円以下の場合……次の と の合計額 利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の利益の分配(以下「利益の配当等」という。)に係る配当所得の金額×10%

私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×5%

(ロ) 課税総所得金額が1,000万円を超え、かつ、課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円以下の場合……次の と の合計額

利益の配当等に係る配当所得の金額×10%

(八) 課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を 控除した金額が 1,000 万円を超える場合((二)に該当する場合を除く。).....次 の と の合計額

利益の配当等に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から1,000万円と私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額に相当する部分の金額(A)

私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

(二) 課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が 1,000 万円を超える場合.....次の と の合計額

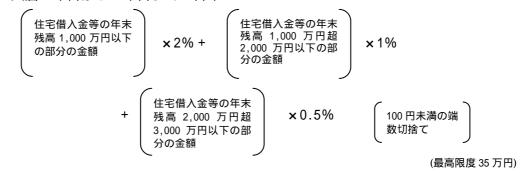
利益の配当等に係る配当所得の金額×5%

私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%

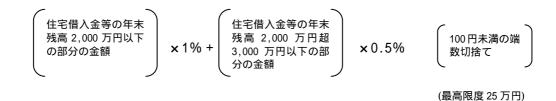
私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額のうち、外貨建証券投資信託の収益の分配に係る金額に対する配当控除率は、課税総所得金額 1,000 万円以下の部分については 5%が 2.5%に、課税総所得金額 1,000 万円超の部分については 2.5%が 1.25%となる。

建設利息、基金利息、証券投資信託(特定株式投資信託及び私募証券投資信託等を除く。)の収益の分配金、外国法人、特定目的会社及び証券投資法人の配当は、配当控除の対象とならない。

- 2 申告所得税
- ロ 住宅借入金(取得)等特別控除 家屋の新築・購入・増改築等をした場合に次のとおり適用される。
- (イ) 平成 10 年 1 月 1 日以降平成 10 年 12 月 31 日以前に居住の用に供した場合 入居 1 年目から 3 年目までの各年



入居4年目から6年目までの各年



(ロ) 平成 11 年 1 月 1 日以降平成 13 年 6 月 30 日以前に居住の用に供した場合 入居 1 年目から 6 年目までの各年



入居7年目から11年目までの各年



2 申告所得税

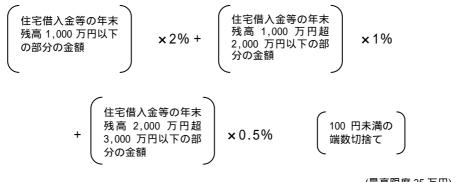
入居 12 年目から 15 年目までの各年



(最高限度 25 万円)

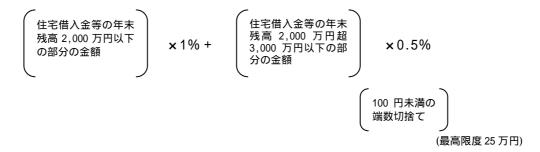
(八) 平成 11 年 1 月 1 日以降平成 11 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した場合で、本人の選択により、(口)に代えて計算する場合

入居1年目から3年目までの各年



(最高限度 35 万円)

入居4年目から6年目までの各年



(二) 平成 13 年 7 月 1 日以降平成 15 年 12 月 31 日以前に居住の用に供した場合 入居 1 年目から 10 年目までの各年



(最高限度 50 万円)

2 申告所得税

ハ 外国税額控除 外国所得税の額のうち、次の算式により計算した控除限度額ま

二 政党等寄付金特別控除 次の と のいずれか少ない方の金額 (100 円未満の 端数切捨て)

所得税の額の25%相当額